

農林水産知的財産保護コンソーシアム F A Q

(令和3年2月15日 改訂)

[全般]

- Q1 農林水産知的財産保護コンソーシアム（以下「コンソーシアム」といいます。）を設立した背景はなんですか。
- Q2 コンソーシアムでは、どのような業務を行うのですか。
- Q3 コンソーシアムには、どのようなメンバーが参加するのですか。
- Q4 コンソーシアムに参加するのに、費用負担はあるのですか。
- Q5 コンソーシアムに参加するメリットは、何ですか。
- Q6 参加・退会は、いつでもできるのですか。

[地理的表示等の不正使用調査]

- Q7 商標監視トライアル調査とはなんですか。
- Q8 商標監視トライアル調査を希望しています。申し込み方法を教えてください。
- Q9 ウォッチング調査とスクリーニング調査の違いはなんですか。どちらを選択すべきかわかりません。
- Q10 商標監視トライアル調査の結果は、いつ通知されるのですか。また、リスクのあるものが発見された場合、どのように対応すればいいのでしょうか。
- Q11 商標データベースの検索方法を教えてください。

[海外現地調査]

- Q12 どの国・地域で、どのような調査を行うのですか。
- Q13 疑わしい商標が発見されたと報告をいただきました。この後はどのような対応をすればいいのでしょうか。

[地方セミナー・相談会]

- Q14 いつ、どこで、どのような地方セミナー・相談会を開催するのですか。
- Q15 地方セミナー・相談会の開催を希望した場合、費用はどのくらいかかるのですか。
- Q16 相談内容は、海外での知財侵害に限定されるのですか。

[全般]

(Q1) 農林水産知的財産保護コンソーシアム（以下「コンソーシアム」といいます。）を設立した背景はなんですか。

(A1) 近年、我が国の地理的表示や地名等について、海外における現地の企業等の第三者により商標出願される事例が相次いでおり、日本産農林水産物等の海外展開への悪影響が懸念されています。また、日本産を偽った農林水産物等が海外で出回っており、日本産農林水産物等のブランド価値を下げることにもつながりかねません。

このように、海外において農林水産分野の知的財産の侵害リスクが高まっている状況に対応し、我が国のG I 産品を含めた農林水産物・食品等の知的財産面での保護強化を図るため、平成21年6月19日に地方自治体や農林水産業関係団体の参加によるコンソーシアムを設立いたしました。

(Q2) コンソーシアムでは、どのような業務を行うのですか。

(A2) コンソーシアムでは、主に、以下の3つの業務を行います。

- ① 地理的表示等の第三者による海外商標出願及び不正使用に関する調査
- ② 農林水産物等の模倣品の販売状況等に関する海外現地調査の実施
- ③ 地方セミナー・知的財産侵害に関する相談会の開催

それぞれの詳しい内容は、①についてはQ7～Q11、②についてはQ12～Q13、③についてはQ14～Q16をご覧ください。

(Q3) コンソーシアムには、どのようなメンバーが参加するのですか。

(A3) 地方自治体（主に、都道府県）及び農林水産業関係団体（主に、全国団体又は業界取りまとめ団体）に参加いただいています。市町村や地域レベルの団体や、農林水産物・食品の知的財産侵害問題に関心のある個人・法人が参加することも可能です。そのほか、海外の知的財産侵害に知見のあるジェトロ、日本弁理士会等の専門家の方々にも参加いただいています。

(Q4) コンソーシアムに参加するのに、費用負担はあるのですか。

(A4) コンソーシアムへの参加にかかる費用は、一切ありません。

(Q5) コンソーシアムに参加するメリットは、何ですか。

(A5) 第一に、地理的表示等について、海外における第三者による商標出願状況や使用状況をコンソーシアムが一体的に監視し、その結果や対処方針について、対象となる会員へ情報提供いたします。また、世界各国における第三者による商標出願・登録の調査の重要性を会員の皆様にご理解いただくため調査トライアルも提供しており、無料で世界各国における第三者による商標出願・登録の調査を行うことが可能です（県名・地名のみ/件数限定）。コンソーシアムが実施し発見された各種調査結

果については、活動報告として取り纏め、会員様にご報告いたします。

第二に、海外での知的財産侵害の現状やその対抗策に関する情報を得ることができます。コンソーシアムが実施する海外現地調査において、模倣が疑われるものが発見された場合、対象の会員様にご報告いたします。また、コンソーシアムが実施し発見された各種調査結果については、活動報告として取り纏め、会員様にご報告いたします。

第三に、農林水産物・食品分野の知的財産について「現在このようなことに困っている」、「こういった内容のセミナーを開催してほしい」というご希望がある場合、コンソーシアムにお申込みいただきますと、講師に弁護士、弁理士等の専門家をお招きしてご希望に沿ったテーマのセミナー・相談会を開催することが可能です（地方自治体のみ/件数限定）。

(Q6) 参加・退会は、いつでもできるのですか。

(A6) 参加・退会は、随時可能です。

参加をご希望の方は、以下のページより、規約をご確認のうえ、「農林水産知的財産保護コンソーシアム入会申込書」に必要事項を入力いただき、コンソーシアム事務局宛にお送りください。

【お申込みページ】<http://mark-i.info/about/terms/index.html>

[地理的表示等の不正使用調査]

(Q7) 商標監視トライアル調査とはなんですか。

(A7) コンソーシアムでは、世界各国における第三者による商標出願・登録の調査の重要性を会員の皆様にご理解いただくため、以下の2種類の商標監視サービスを会員様（地方自治体のみが対象）へ無料で提供しています（件数限定のお申込み制）。

1) 商標ウォッチング調査

対象国 : 海外約 180 ヶ国・地域の中から複数選択（全部選択可）

対象商標 : ①文字 ②図形（うち1商標）

※県名、地名（旧地名含む）のみ

対象区分 : 29, 30, 31, 32, 33 の中から複数選択（全部選択可）

2) 商標スクリーニング調査

対象国 : 海外約 20 ヶ国・地域の中から1ヶ国

対象商標 : 漢字又はアルファベット

※県名、地名（旧地名含む）のみ

対象区分 : 29, 30, 31, 32, 33 の中から複数選択

(Q8) 商標監視トライアル調査を希望しています。申し込み方法を教えてください。

(A8) 募集期間や件数等の詳細については、対象の会員様へ毎年夏頃にご案内しております。また、HP上からもご確認いただけます。

【商標監視業務】<http://mark-i.info/activity/trademark/index.html>

※なお、監視対象の商標は「県名、地名のみ」となりますので、お申込みの対象は会員様のうち、地方自治体のみとさせていただきます。

(Q9) ウォッチング調査とスクリーニング調査の違いはなんですか。
どちらを選択すべきか分かりません。

(A9) ウォッチング調査では、商標法が制定されている世界中の国や地域における公告情報をチェックし、新たに出願される商標を監視し、同一もしくは類似すると思われる第三者の商標をお知らせいたします。

スクリーニング調査では、漢字及びその呼称、外観が同一の既に登録済み又は出願中の商標について、現状を調査いたします。ただし、出願直後の未公開商標については、対象となりません。

第三者の冒認商標出願・登録を排除したい場合はウォッチング調査、第三者の冒認商標出願・登録の現状を把握したい場合はスクリーニング調査をされることをお勧めいたします。

(Q10) 商標監視トライアル調査の結果は、いつ通知されるのですか。また、リスクのあるものが発見された場合、どのように対応すればいいのでしょうか。

(A10) 調査結果は逐次、その商標の監視を希望した関係者様へ共有を行い、必要に応じ相談対応やフォローアップを行っています。その後、関係者様の間で必要性を検討した上で、異議申立て等の対抗措置を行っていただくこととなります。

コンソーシアムでは、会員様が対象国に応じた対抗策を検討されるにあたり、現地の弁理士よりオピニオンを入手するサービスを、無料で提供しております。件数限定となっておりますので、ご希望される場合は事務局までお問い合わせください。

また、第三者による冒認商標の出願が特に多いとされるタイ、中国、ベトナムについて、対抗策の概要を紹介したリーフレットもコンソーシアムHP上に掲載しております。ぜひご活用ください。

【資料集】<http://mark-i.info/documents/index.html>

(Q11) 商標データベースの検索方法を教えてください。

(A11) 主要なデータベースについては、検索マニュアルをコンソーシアムHP上に掲載しておりますので、ご活用ください。掲載のない国やその他ご質問がございましたら、コンソーシアム事務局へお気軽にお問い合わせください。

【資料集】<http://mark-i.info/documents/index.html>

[海外現地調査]

(Q12) どの国・地域で、どのような調査を行うのですか。

(A12) 日本産を模倣した農林水産物・食品が多く出回っていると考えられる、現地の卸売市場、スーパーマーケット等での市場調査（写真による記録、販売員等への聞き込み）を行っています。対象国や都市については、過去の調査等の結果を踏まえ、年度ごとに設定しております（過去実施国：中国、台湾、タイ、フランス、スペイン等）。また、調査の結果、模倣が疑われるものが発見された場合には、対象の会員様へ、ご報告を差し上げております。

(Q13) 疑わしい商標が発見されたと報告をいただきました。この後はどのような対応をすればいいのでしょうか。

(A13) 関係者様の間で必要性を検討した上で、異議申立て等の対抗措置を行っていただくこととなります。コンソーシアムよりご報告させていただいた内容については、関係者様へ共有いただいて構いません。

コンソーシアムでは、会員様が対象国に応じた対抗策を検討されるにあたり、現地の弁理士よりオピニオンを入手するサービスを、無料で提供しております。件数限定となっておりますので、ご希望される場合は事務局までお問い合わせください。

[地方セミナー・相談会]

(Q14) いつ、どこで、どのような内容の地方セミナー・相談会を開催するのですか。

(A14) コンソーシアム会員のうち、地方自治体を対象にお申込み制（件数限定）とし、ご希望される地域、日程で開催しています。農林水産物・食品分野の知的財産権に関する内容であれば、ご希望のテーマに応じて設定が可能で、弁護士、弁理士等の専門家を講師に招いています。募集期間、件数等の詳細については、毎年夏頃に対象の会員様へご案内しています。

(Q15) 地方セミナー・相談会の開催を希望した場合、費用はどのくらいかかるのですか。

(A15) 地方セミナー・相談会にかかる費用（会場借料、専門家の派遣費用等）は、コンソーシアムの運営費から支出されます。会員様が負担する費用は、一切ありません。

(Q16) 相談内容は、海外での知財侵害に限定されるのですか。

(A16) 地方相談会では、海外での知財侵害だけでなく、国内での知財侵害についてのご相談も可能です。